

鶴岡市小中学校体育文化活動奨励事業補助金交付要綱

平成20年4月1日

告示第265号

改正 平成31年3月29日告示第146号

改正 令和 5年3月31日告示第152号

改正 令和 6年3月31日公示第124号

1 目的及び交付

市長は、鶴岡市における小学校及び中学校の体育文化活動を奨励し、学校教育の円滑な運営に資するとともに、これに参加する児童及び生徒の費用に係る保護者負担を軽減するため、鶴岡市補助金等に関する規則(平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象者

補助対象者は、次のとおりとする。

- (1) 体育文化活動としての大会（以下「大会」という。）に参加する市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒（以下「選手等」という。）が所属する小学校又は中学校の校長
- (2) 大会に参加する選手等が所属する学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）の代表者

3 補助対象基準

補助の対象とする基準は次のとおりとする。

- (1) 体育大会については、正選手又は補欠選手として登録された選手等
- (2) 文化活動大会については、出場する選手等
- (3) 補助員等として市長が認める選手等
- (4) 選手等が地域クラブ活動として出場する大会については、その引率を担う学校から委嘱を受けた指導者（上限1名）。ただし、中学校体育連盟が主催する大会及びこれに準ずる大会に限る。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、前項の補助対象基準に適合する選手等及び指導者が、県大会、東北大会又は全国大会に参加するために要する経費で、次のとおりとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊料
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める経費

5 補助金の額

補助金の額は、中学校体育連盟が主催する大会及びこれに準じる大会は補助対象経費の合計額以内の額、その他の大会は補助対象経費に5分の4を乗じて得た額以内の額とし、10

0 円未満の端数は切り捨てるものとする。

6 交付申請書

交付申請書に添付すべき書類は、規則第 3 条に掲げるもののほか、大会開催案内書及び補助金計算書とする。

7 実績報告書

実績報告書の提出期限は、補助事業完了後 30 日を経過する日又は翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い日とする。

8 軽微な変更

規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、当該事業費の 10 分の 1 以内の増減とする。

9 委任

この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(鶴岡市鶴岡地域小中学校体育文化活動奨励事業補助金交付要綱等の廃止)

2 鶴岡市鶴岡地域小中学校体育文化活動奨励事業補助金交付要綱（平成 19 年鶴岡市告示第 158 号の 2）、鶴岡市藤島地域中学校体育文化活動奨励事業補助金交付要綱（平成 19 年鶴岡市告示第 174 号の 2）、鶴岡市羽黒中学校体育文化活動奨励事業補助金交付要綱（平成 19 年鶴岡市告示第 367 号）、鶴岡市櫛引地域中学校体育文化選手派遣補助金交付要綱（平成 19 年鶴岡市告示第 223 号の 2）、鶴岡市朝日地域中学校体育連盟選手派遣補助金交付要綱（平成 19 年鶴岡市告示第 126 号の 2）及び鶴岡市温海地域小中学校体育文化活動奨励事業補助金要綱（平成 18 年鶴岡市告示第 228 号）は廃止する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 146 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日告示第 152 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 31 日告示第 124 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。